

広域ごみ焼却施設整備に係る基本構想

1 広域ごみ焼却施設整備に係る基本構想策定の経緯

多治見市・瑞浪市・土岐市の 3 市のごみ焼却施設は、いずれも 20 年以上稼働し、平均的な施設の供用年数から考えると建て替えの検討をはじめなければいけない時期にきています。

また、焼却施設の建設や管理運営には、大きな予算が必要なため、令和 5 年度では、3 市共同でごみ焼却施設を建設することの実現可能性調査を行いました。

調査を進めるなかで、効率的に、かつ安定的に処理できる施設が求められること、脱炭素社会の実現に寄与する設備や廃棄物発電等によるエネルギー回収、各市の費用負担の圧縮が求められることから、各市が単独で建設を検討していくのではなく、3 市の広域での検討が必要との結果となりました。

なお、岐阜県が令和 4 年 3 月に策定した岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画においても、令和 32 年度のごみ焼却等施設の望ましい姿として、東濃ブロックには焼却施設は 2 か所と設定されており、中津川市・恵那市ではすでに広域化の検討が進められているところです。

令和 5 年 12 月には、3 市の市長がごみ処理施設の広域化の協議を進めることを確認し、各市の市議会での説明を経て、令和 6 年 5 月 2 日に協定締結を行いました。

協定の中で、(1) 3 市によるごみ焼却施設等の整備及び管理運営の広域化の検討、(2) 施設の目標稼働年度を令和 19 年度とする協力連携、(3) 資源化施設及び粗大ごみ処理施設の整備及び管理運営について、を協議することにしました。

そのことから、今年度から施設の基本的な整備方針の検討及び候補地の選定を主とした「広域ごみ焼却施設整備に係る基本構想」を策定していきます。

2 施設整備基本構想とは

施設整備基本構想は、施設整備内容を決定するために処理システムの検討を行なうものです。

3 ごみ処理の広域化のメリット

ごみ処理の広域化による主なメリットは以下のとおりです。

- ・より効率的に、かつ安定的に廃棄物を処理できます
- ・脱炭素社会の実現に寄与する設備や廃棄物発電等によるエネルギー回収ができます
- ・各市の費用負担の圧縮(コスト削減)ができます

資料 2

令和 6 年 8 月 20 日

第 1 回東濃西部広域ごみ焼却施設整備等に係る基本構想策定委員会

4 基本構想の概要

(1) 検討項目

広域ごみ焼却施設計画にあたり、検討が必要となる項目は表 1 に示すとおりです。

表 1 施設計画検討項目

検討項目	概要
広域化する範囲	ごみ処理事業における「収取・運搬・中継施設計画」「中間処理」「最終処分」の内、広域化する範囲を決定する必要があります。
処理対象物	「燃やすごみ・可燃ごみ・燃えるごみ」「可燃粗大」「不燃粗大」「破碎ごみ・不燃ごみ・燃えないごみ」について、広域処理を行う対象物を決定していく必要があります。
分別区分	ごみの分別区分は 3 市で異なるため、広域処理する対象物については統一する必要があります。具体的には、自転車及びその他ビンなどを広域処理対象物とするか等を決定していく必要があります。 事業系廃棄物(産業廃棄物)の受け入れについて決定していく必要があります。
直接搬入品目及び料金設定	各市の市民や事業者から直接搬入されるごみについて、受け入れる品目の選定及び料金設定を行っていく必要があります。
施設条件	可燃ごみ処理施設には、焼却施設・溶融施設の他、メタン発酵施設を併設する場合などがあります。施設の条件によって、敷地面積が異なることや、排水の放流先に留意が必要となる可能性があるため、大筋の施設の条件を決定していく必要があります。 ごみ焼却にともなう余熱利用について検討していく必要があります。ただし、計画地の状況によって地域に見合った利用方法を再度検討する必要となる可能性はあります。 構内道路について、円滑な搬入を考慮し一般車両と収集車両の基本動線(車線数等)を検討していく必要があります。
必要敷地面積	施設条件に基づき、必要敷地面積を算定していく必要があります。
過渡期のごみ処理方法	広域化施設の稼働までに各市の可燃ごみ処理施設を停止(廃止)した場合、広域化施設稼働までのごみ処理方法を検討していく必要があります。
広域化スケジュール	今後の広域化スケジュールを検討していく必要があります。
用地の選定	施設建設用地を決定するため、候補地をあげ選定していく必要があります。

資料 2

令和 6 年 8 月 20 日

第 1 回東濃西部広域ごみ焼却施設整備等に係る基本構想策定委員会

(2) 広域化する範囲・処理対象物の決定

広域化するごみ処理の範囲及び処理対象物については、表 2 に示すとおりです。また広域化する処理の範囲のイメージフローについては、図 1 に示すとおりです。

ごみ処理事業における「収集・運搬・中継施設計画」「中間処理」「最終処分」の内、広域処理する範囲を決定する必要があります。昨年度の「東濃西部広域ごみ焼却施設整備に係る可能性調査」（以下「可能性調査」と称します。）においては、「中間処理」を広域化する方向で検討が行われてきました。

また処理対象物については、「燃やすごみ・可燃ごみ・燃えるごみ」「可燃粗大」「不燃粗大」「破碎ごみ・不燃ごみ・燃えないごみ」について、広域処理を行う対象を決定していく必要があります。

表 2 広域化するごみ処理の範囲

項 目	収集・運搬 ・中継施設配置	中間処理	最終処分
燃やすごみ・可燃ごみ・燃えるごみ	各市	要調整	各市
下水汚泥・し尿汚泥・し渣	各市	各市	各市
可燃粗大ごみ	各市	要調整	各市
不燃粗大ごみ	各市	要調整	各市
破碎ごみ・不燃ごみ・燃えないごみ	各市	要調整	各市
資源ごみ	各市	各市	各市
有害ごみ	各市	各市	各市
その他(がれき等)	各市	各市	各市

資料 2

令和 6 年 8 月 20 日

第 1 回東濃西部広域ごみ焼却施設整備等に係る基本構想策定委員会

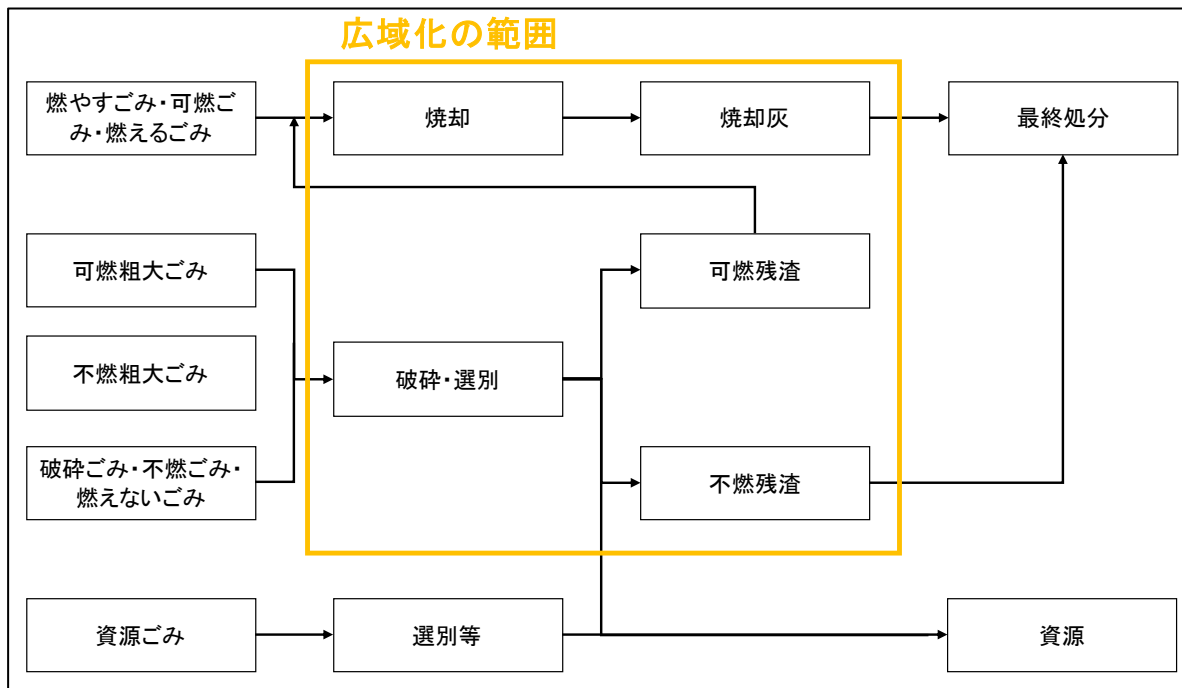


図 1 広域化する処理の範囲のイメージフロー

(3) 分別区分の調整

広域化を行う処理対象物については、「可燃ごみ（燃やすごみ・燃えるごみ）」及び粗大ごみを基本として検討を行なってきました。「可燃ごみ」の対象品目については、焼却施設の検討と合わせて考える必要があります。粗大ごみ等の処理については、「不燃粗大ごみ」及び「不燃ごみ」の対象品目を統一する必要があります。また、「産業廃棄物の可燃ごみ」についても、市によって異なります

広域処理については、これまでの協議で「汚泥及びし渣」については、各市で処理を行う方向性となっています。

また、メタン発酵処理を行う場合には、可燃ごみ中の「生ごみ」や「紙ごみ」等有機性の廃棄物の分別を行っていく必要があります。

なお、「プラスチック容器包装」及び「製品プラスチック」の資源化は、循環型社会地域交付金制度の交付要件となっているため、今後分別（資源化）対象としていく必要があります。